

焼却施設等の周辺町内会及び関係団体等による連絡会議の設置について

経緯

○焼却施設が稼動した後も施設の安全運転状況や周辺環境への影響調査の結果について周辺地域に報告していく必要がある。

○また、工事の進捗状況やその影響（作業車両の台数や通過時期、作業内容など）については、広く同一の説明となるため、その説明の機会を設け、焼却施設などの運転に関する意見についても広く聞き取ることが効果的。



焼却施設のほか、生ごみ・し尿処理場、下水終末処理場も含めた一体的対応が必要であることから、これらの施設を包括し、地元住民や関係団体などを一堂に会した連絡会議を開催する。

設置方法

【連絡会議の設置方法】

- 会議の性格
 - ・協議会：協議会としての意思決定を行う。
 - ・連絡会議：意思決定はしない。市からの報告、出席者からの意見聴取を旨とする。
- 参加者
 - ・協議会：参加者は地域又は団体を代表する（地域等との事前・事後調整が生じる）
 - ・連絡会議：地域や団体から出してもらうがそれぞれを代表するという立場は取らない。
- 出席者
 - ・協議会：委嘱された委員以外は原則発言機会がない（オブザーバー）。
 - ・連絡会議：構成メンバー以外の関係者の傍聴を広く認め、意見聴取も行う。

会議の中心は、市からの情報提供と参加者からの意見聴取となり、協議会として意思決定することが原則ない（補償等何らかの対策を行うときはこれまでどおり町内会単位で協議していく）。

協議会の場合、地域等の負担（事前調整・事後調整）が大きくなる。

こうしたことを勘案し、「市からの情報提供と参加者からの意見聴取を主眼とした「連絡会議」として設置することとしたい。



- 会議内容
 - (1) 焼却施設の建設状況の報告（稼動まで）
 - (2) 焼却施設の運転状況の報告（稼動後）
 - (3) 生ごみ・し尿処理場の運転状況の報告
 - (4) 下水終末処理場の運転状況の報告
 - (5) 上記施設に起因する周辺環境への影響の聞き取り
- 構成員
 - (1) 周辺地域（中島松、春日、漁太・林田、穂栄及び北島地区をいう。）の代表者（任意の方）
 - (2) 農業団体その他の関係団体の担当職員

※ ただし、会議については、住民・地域関係者等に広く参加してもらう。
- 運営方針

町内会を代表して誰かに参加してもらい（数名以内）、会議の内容については町内会に別途回覧を依頼。施設の安全運転状況報告が主となるため、多くの人が傍聴に参加してもらえるよう開催時期を検討。個別の協議事項については、これまでどおり町内会など関係者単位で行う。
- 会議の名称

「恵庭市焼却施設等周辺地域連絡会議」とする。

